

答 申 書

令和5年11月2日

西予市上下水道事業経営審議会

令和5年11月2日

西予市長 管家 一夫 様

西予市上下水道事業経営審議会
会長 羽鳥 剛史

健全な上下水道事業の経営を支える水道料金
及び下水道使用料のあり方について（答申）

令和5年4月25日付けで諮問されました標記の件について、本審議会では慎重に審議した結果、次のとおり意見を集約しましたので答申します。

はじめに

上下水道施設は、市民生活や経済活動に欠かせない重要なライフラインであり、健全で安定した事業経営により、将来にわたって安全な水道水を安定的に供給すると共に、汚水処理による健康的で快適な生活環境を維持していくことが求められている。また、地方公営企業の経営は「経営に要する経費は、その経営に伴う収入をもって充てる」との独立採算制が基本原則とされている。

そうした中、近い将来、発生が予測される南海トラフ地震に備え、施設の耐震化を重点的に進めることが急務となっている。高度経済成長期に整備した施設等は老朽化が進み、漏水事故の発生リスクが高まるなど、適切な維持管理を行うことが困難になってきており、計画的に更新していかなければならない。しかしながら、これらの財源となる料金収入は給水人口の減少や節水機器の普及等により減少し、資金的に厳しい状況となっている。

本審議会では、市長からの諮問を受け、「健全な上下水道事業の経営を支える水道料金及び下水道使用料のあり方」について、4回に亘り審議を重ね、取りまとめたので、ここに答申する。

1 水道料金について

水道事業は、平成30年7月豪雨災害で大きな被害を受けたことから、平成26年4月1日に料金改定を行って以来、この10年間値上げを据え置いて、経営を堅持してきたが、料金収入の減少や維持経費の増加など厳しい経営状態が続いており、長期的に安定した財政収支の均衡を図るため、料金改定について検討しなければならない時期が到来している。

本審議会では、上下水道課から提示された令和6年度から令和15年度までの10年間の投資財政計画及び別紙「給水区域別（旧町別）財政推計について」に基づいて、将来の事業経営、水道施設の耐震化・老朽化対策等の課題について議論してきた。

審議の結果、安全・安心な水道水の安定供給及び水道事業の安定経営に向けた水道料金の改定については、市民生活への負担軽減を考慮し、令和6年度と令和9年度で段階的に改定することが適当との結論に至った。

（1）料金適用期間

- ①令和6年度から令和8年度まで
- ②令和9年度から令和11年度まで

(2) 基本料金

- ①現行同様、口径別料金体系とし、令和6年度に一律275円増額する。
- ②令和9年度に一律110円増額する。

なお、令和9年度の改定に当たっては、給水人口・水需要の動向、事業実態、社会情勢等を考慮し決定されたい。

(3) 超過料金

超過料金の旧町間での格差是正については、経営基盤の強化、公平性、将来世代への負担の観点から統一する必要があるとの意見が大数を占めた。

上記の結果を踏まえ、令和6年度の改定では、物価高騰等による家計への影響も考慮し、旧町ごとの料金設定を維持するが、令和9年度の改定で統一する。

(4) 改定後の水道料金

別表1のとおりとする。

(5) 実施時期

- ①令和6年度改定分は、令和6年4月以降に使用した水量から適用する。
- ②令和9年度改定分は、令和9年4月以降に使用した水量から適用する。

2 下水道使用料について

【公共下水道使用料】

公共下水道事業は令和2年度から地方公営企業法の財務規定を適用している。

地方公営企業は、独立採算制を原則としているが、当事業は、一般会計からの資金繰入により運営している状態にある。繰入金のうち、国からの財源措置のない基準外繰入金は、税負担に対する受益の公平性の観点から、改善すべき課題であると考えられる。

このことから、使用料について、基準外繰入金の削減を目指して検討した結果、水道料金と同様、物価高騰等による家計への影響も考慮し、令和6年度と令和9年度で段階的に改定することが適当との結論に至った。

(1) 料金適用期間

- ①令和6年度から令和8年度まで
- ②令和9年度から令和11年度まで

(2) 基本使用料

- ①令和6年度に110円増額する。
- ②令和9年度に165円増額する。

(3) 従量使用料

- ①令和6年度に22円増額する。
- ②令和9年度に11円増額する。

なお、令和9年度改定においては、汚水処理人口・水需要の動向、事業実態、社会情勢等を考慮し、改定されたい。

(4) 改定後の下水道使用料

別表2のとおりとする。

(5) 実施時期

- ①令和6年度改定分は、令和6年4月以降に使用した水量から適用する。
- ②令和9年度改定分は、令和9年4月以降に使用した水量から適用する。

【農業集落排水処理施設使用料】

農業集落排水処理施設については、公共下水道への一部統合の準備が順次行われている段階で、令和9年度の改定期に使用料の改定を目指すことが望ましいという意見で一致した。

3 付帯意見

- (1) 水道料金及び下水道使用料の改定については、市民生活に直結するため、市民に対し丁寧な説明を行ってその理解を求めると共に、あらゆる機会を通じた情報提供に努められたい。
- (2) 平成30年7月豪雨災害では、上下水道施設が大きな被害を受け、市内各地で市民生活に多大なる影響を及ぼした経験を踏まえ、自然災害に備えた上下水道施設の耐震化・老朽化対策を着実に実施されたい。
- (3) 料金改定後においても、経営努力によるコスト削減など効率的な事業運営を継続し、健全な経営に努められたい。

- (4) 今回の料金改定による市民生活への影響や大口利用者をはじめとした民間事業者の動向を注視し、今後の料金改定のあり方や必要な対策を総合的に検討されたい。
- (5) 公共下水道事業における水洗化率は令和4年度末現在で60.0%となっているが、水洗化率が向上すれば使用料収益の増加に繋がるため、水洗化率の向上に積極的に取り組まれたい。
- (6) 令和9年度以降の改定については、給水人口・水需要の動向、事業実態、社会情勢等に応じて、3年程度を目安に定期的に水道料金及び下水道使用料の見直しをされたい。
- (7) 水道料金及び下水道使用料の協議に当たっては、引き続き、西予市上下水道事業経営審議会において審議されたい。

別表

1 水道料金

(1) 令和6年度から令和8年度まで

| 口径 | 基本料金(1箇月につき) | | 超過料金(1m ³ 当たり) | | | |
|------|---|---------|---------------------------|------|------|------|
| | 水量 | 料金 | 明浜 | 宇和 | 野村 | 三瓶 |
| 13mm | 5m ³ まで | 935円 | 275円 | 253円 | 220円 | 220円 |
| | 5m ³ を超え 8m ³ まで | 1,265円 | | | | |
| 20mm | 5m ³ まで | 1,375円 | | | | |
| | 5m ³ を超え 8m ³ まで | 1,925円 | | | | |
| 25mm | 5m ³ まで | 1,925円 | | | | |
| | 5m ³ を超え 8m ³ まで | 2,695円 | | | | |
| 30mm | 8m ³ まで | 3,245円 | | | | |
| 40mm | 10m ³ まで | 4,565円 | | | | |
| 50mm | 15m ³ まで | 6,765円 | | | | |
| 75mm | 20m ³ まで | 10,285円 | | | | |
| 臨時 | 1m ³ 当たり | | 275円 | 253円 | 220円 | 440円 |

(2) 令和9年度から令和11年度まで

| 口径 | 基本料金(1箇月につき) | | 超過料金(1m ³ 当たり) | | | |
|------|---|---------|---------------------------|------|------|------|
| | 水量 | 料金 | 明浜 | 宇和 | 野村 | 三瓶 |
| 13mm | 5m ³ まで | 1,045円 | 275円 | 275円 | 275円 | 275円 |
| | 5m ³ を超え 8m ³ まで | 1,375円 | | | | |
| 20mm | 5m ³ まで | 1,485円 | | | | |
| | 5m ³ を超え 8m ³ まで | 2,035円 | | | | |
| 25mm | 5m ³ まで | 2,035円 | | | | |
| | 5m ³ を超え 8m ³ まで | 2,805円 | | | | |
| 30mm | 8m ³ まで | 3,355円 | | | | |
| 40mm | 10m ³ まで | 4,675円 | | | | |
| 50mm | 15m ³ まで | 6,875円 | | | | |
| 75mm | 20m ³ まで | 10,395円 | | | | |
| 臨時 | 1m ³ 当たり | | 275円 | 275円 | 275円 | 550円 |

2 下水道使用料

(1) 令和6年度から令和8年度まで

| 基本使用料 (1箇月につき) | | 従量使用料 (1箇月につき) | |
|--------------------|------|--|--------------------------|
| 汚水量 | 使用料 | 汚水量 | 使用料(1m ³ につき) |
| 8m ³ まで | 825円 | 8m ³ を超え20m ³ まで | 176円 |
| | | 20m ³ を超えるもの | 187円 |

(2) 令和9年度から令和11年度まで

| 基本使用料 (1箇月につき) | | 従量使用料 (1箇月につき) | |
|--------------------|------|--|--------------------------|
| 汚水量 | 使用料 | 汚水量 | 使用料(1m ³ につき) |
| 8m ³ まで | 990円 | 8m ³ を超え20m ³ まで | 187円 |
| | | 20m ³ を超えるもの | 198円 |

答申書（別紙）

給水区域別（旧町別）財政推計について

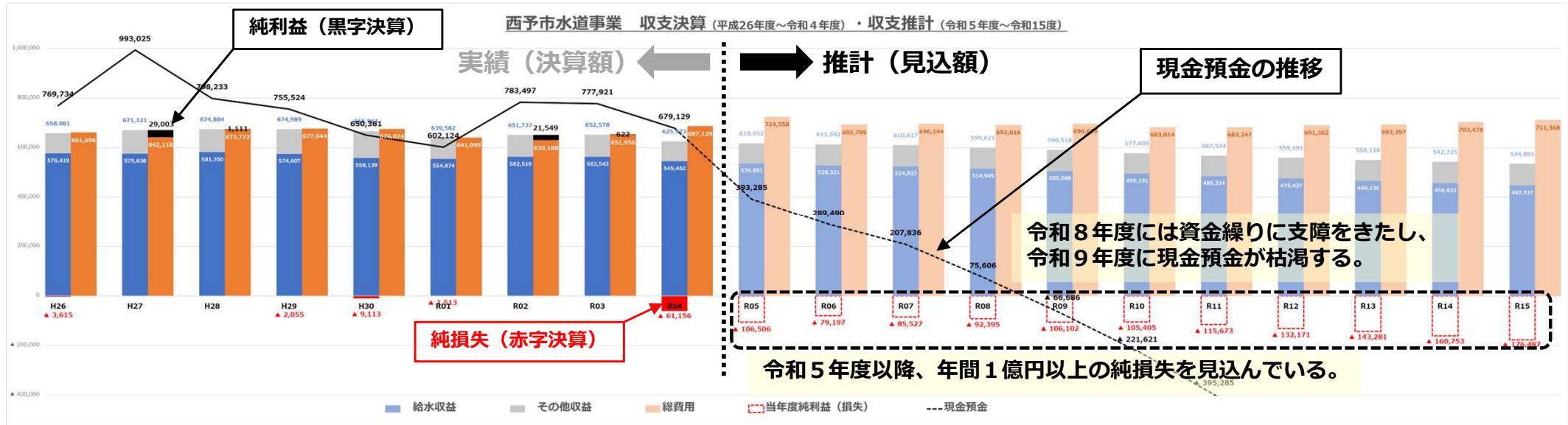
給水区域別（旧町別）財政推計について

西予市水道事業シミュレーション比較

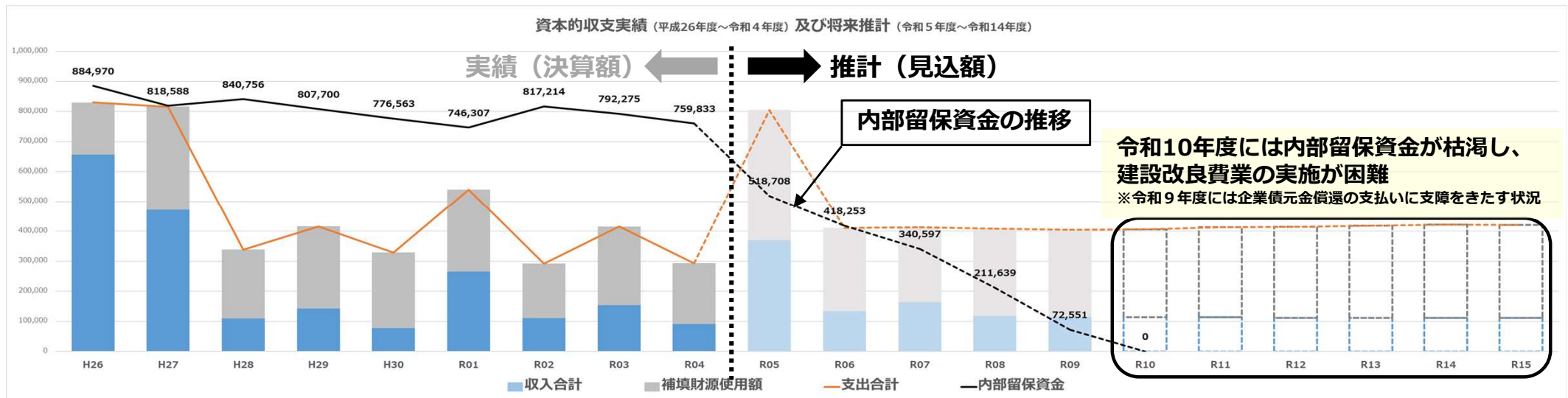
現行料金

基本料金（5mまで660円／8mまで990円）・超過料金（宇和220円／明浜275円／野村165円／三瓶170.5円）

収益的収支



資本的収支



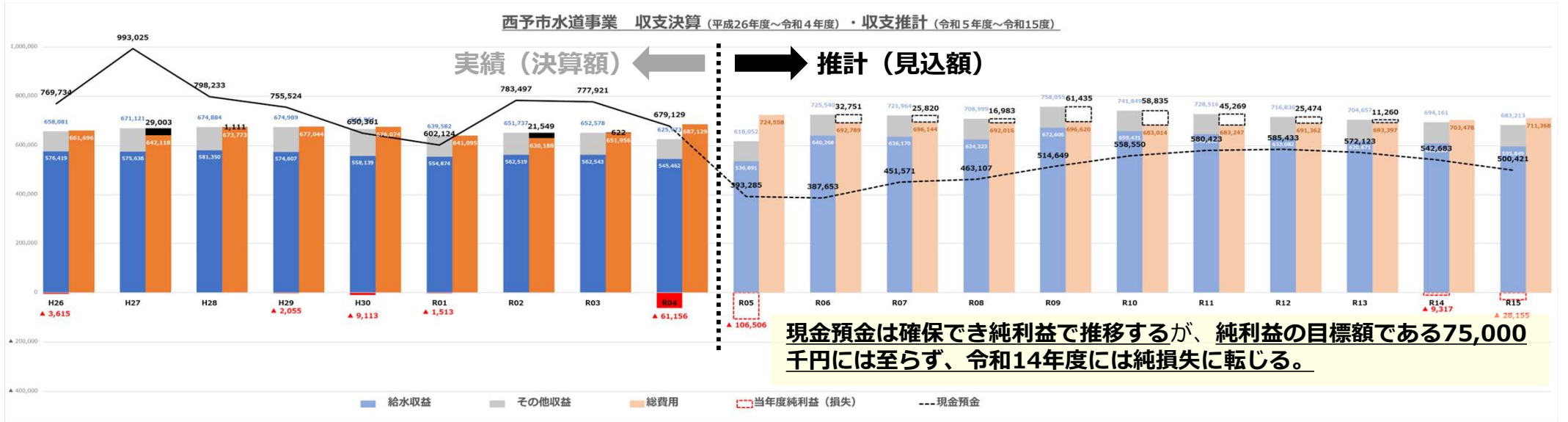
給水区域別（旧町別）財政推計について

西予市水道事業シミュレーション比較

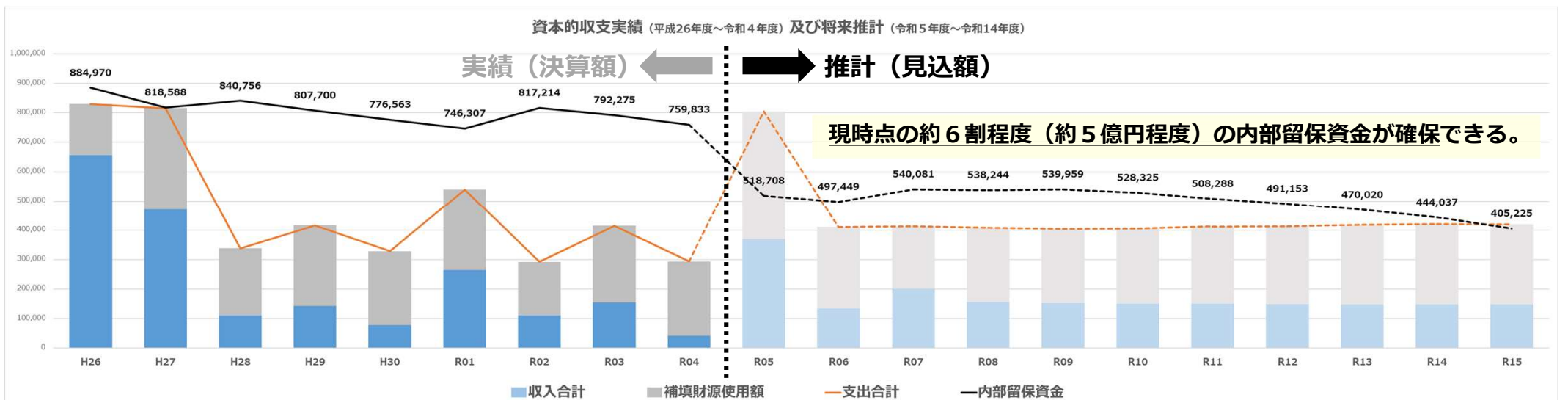
料金改定

基本料金（5mまで935円／8mまで1,265円）・超過料金（宇和253円／明浜275円／野村220円／三瓶220円）

収益的収支



資本的収支

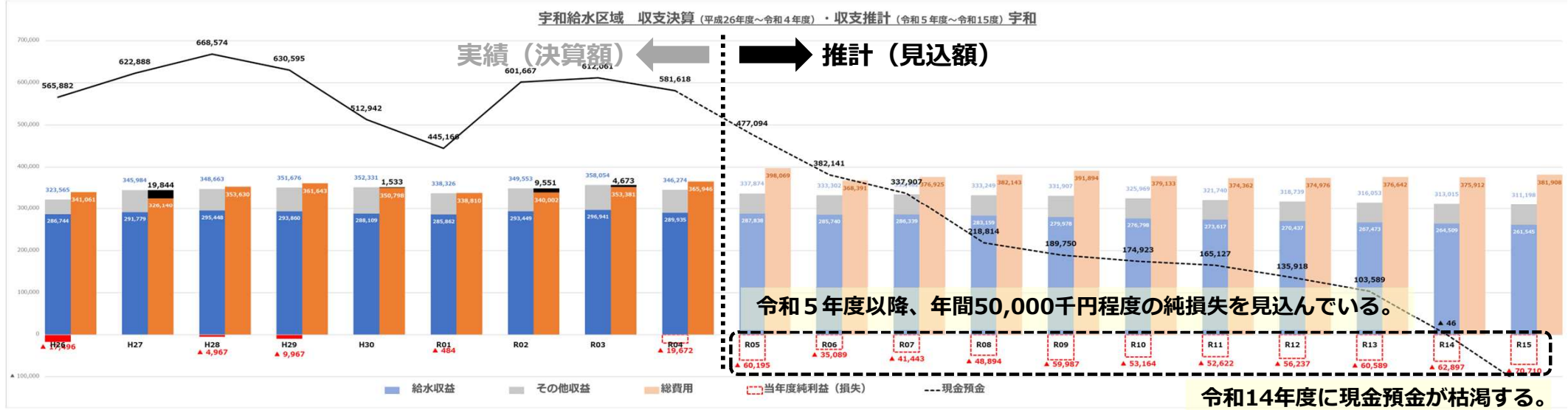


給水区域別（旧町別）財政推計について

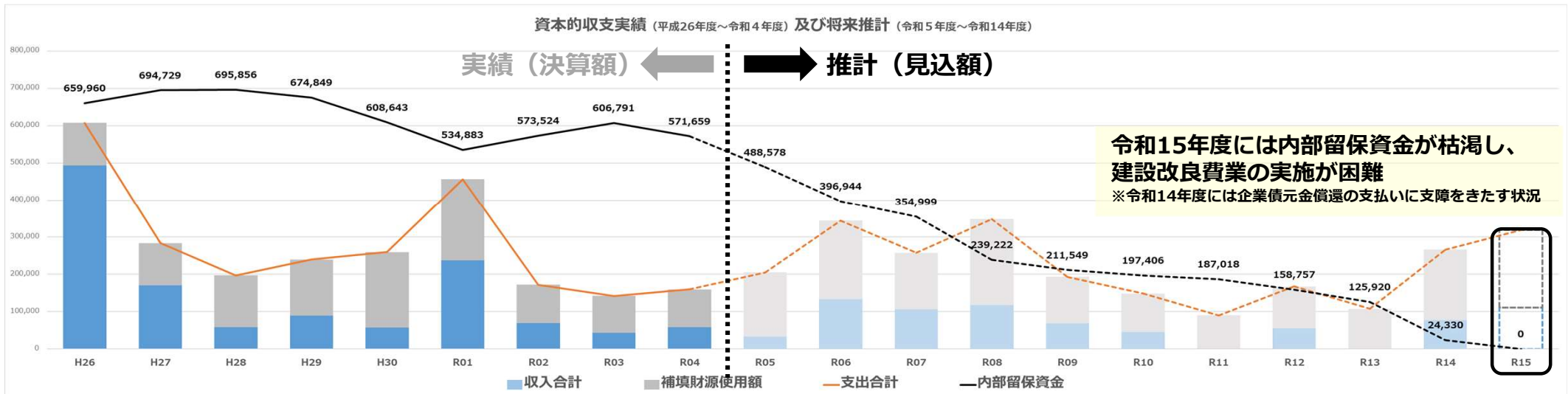
宇和給水区域シミュレーション比較

現行料金 基本料金（5㎡まで660円／8㎡まで990円）・超過料金220円

収益的収支



資本的収支



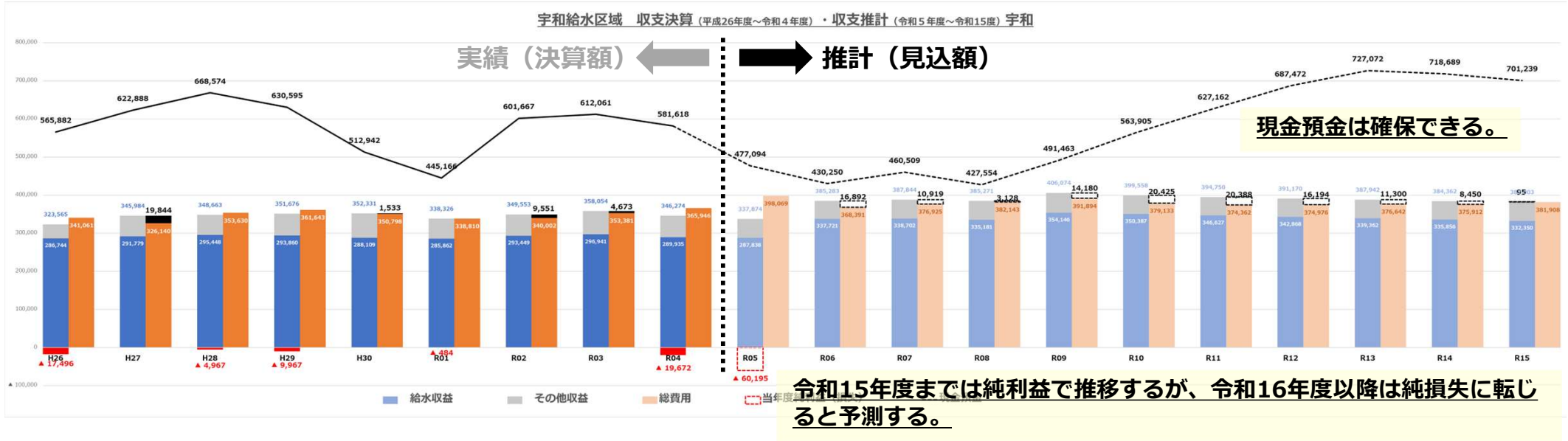
給水区域別（旧町別）財政推計について

宇和給水区域シミュレーション比較

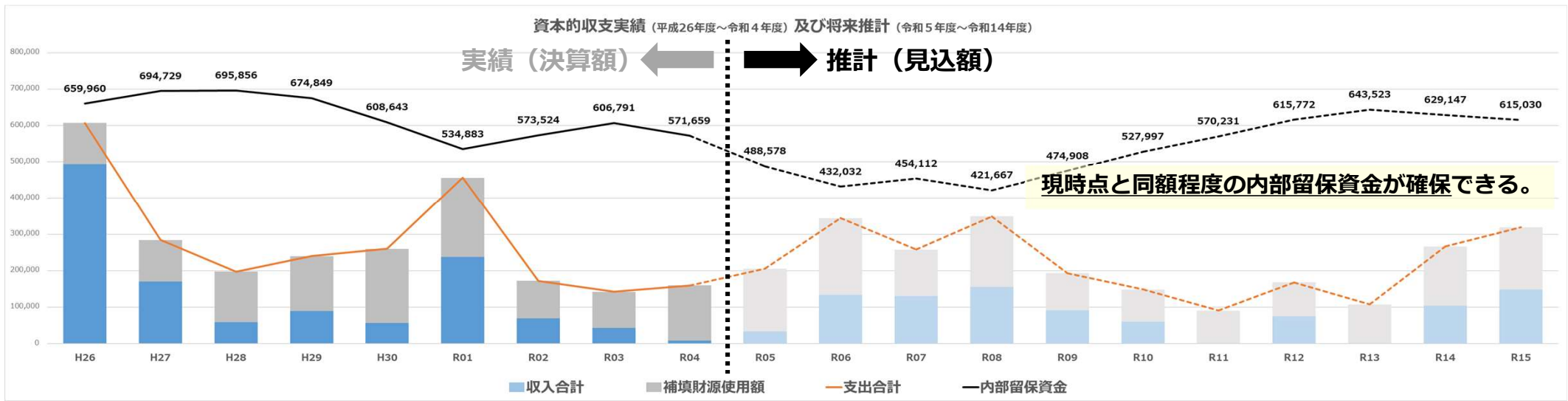
料金改定

基本料金（5㎡まで935円／8㎡まで1,265円）・超過料金253円

収益的収支



資本的収支



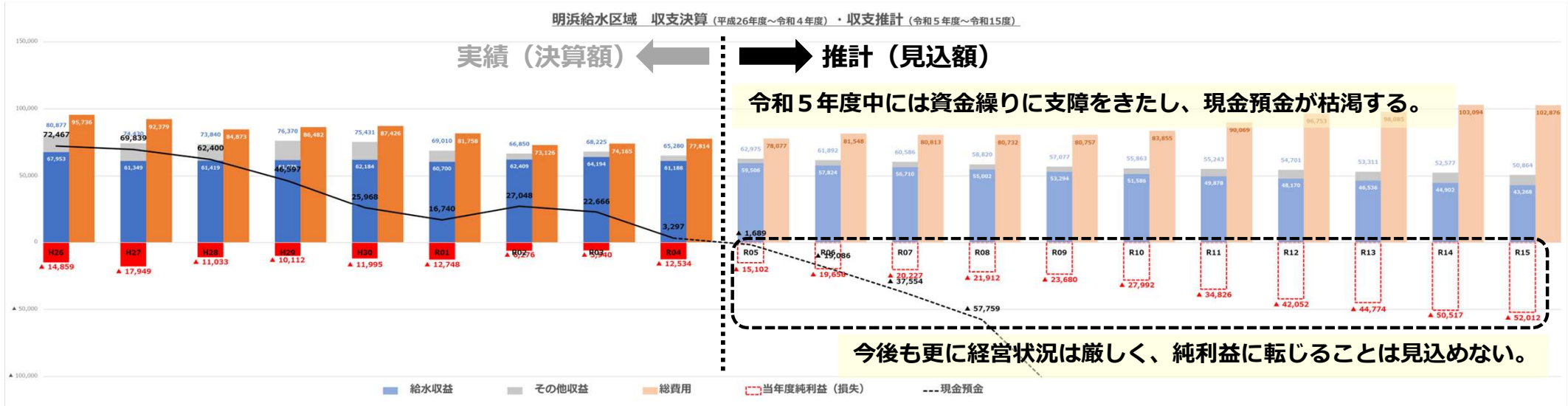
給水区域別（旧町別）財政推計について

明浜給水区域シミュレーション比較

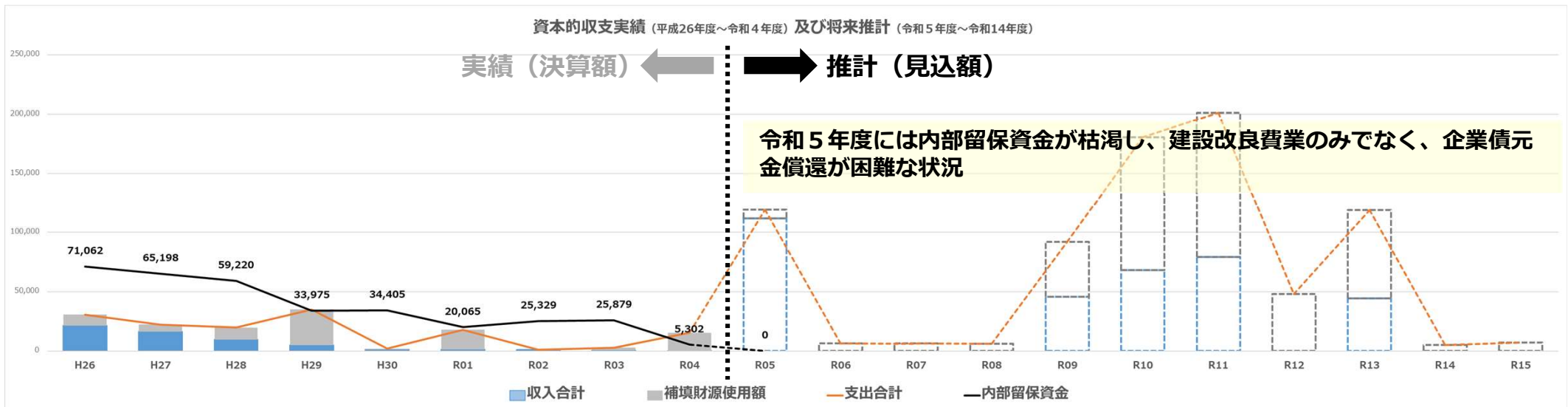
現行料金

基本料金（5 m³まで660円／8 m³まで990円）・超過料金275円

収益的収支



資本的収支



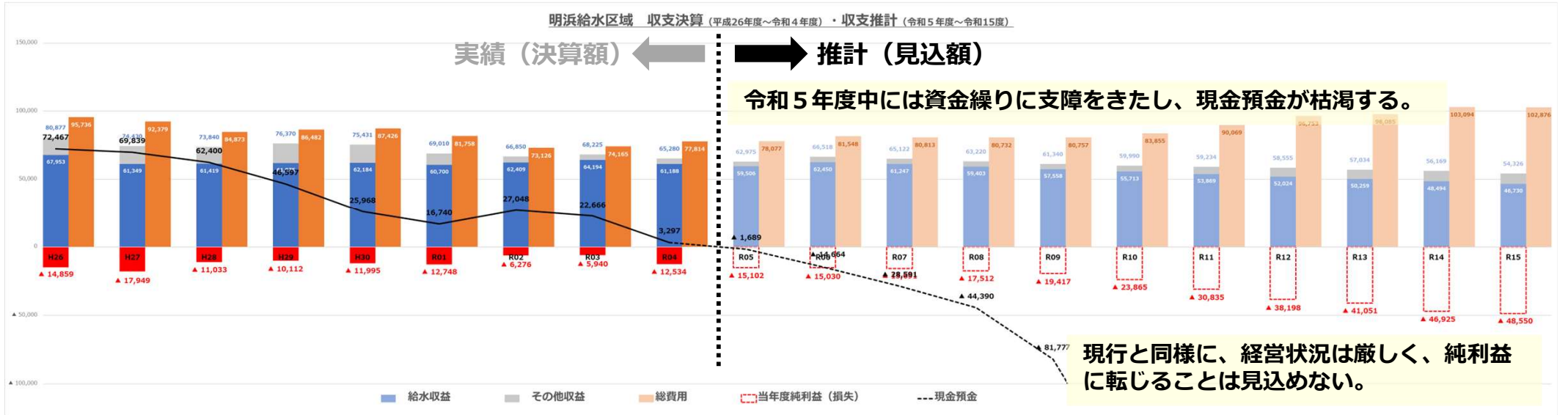
給水区域別（旧町別）財政推計について

明浜給水区域シミュレーション比較

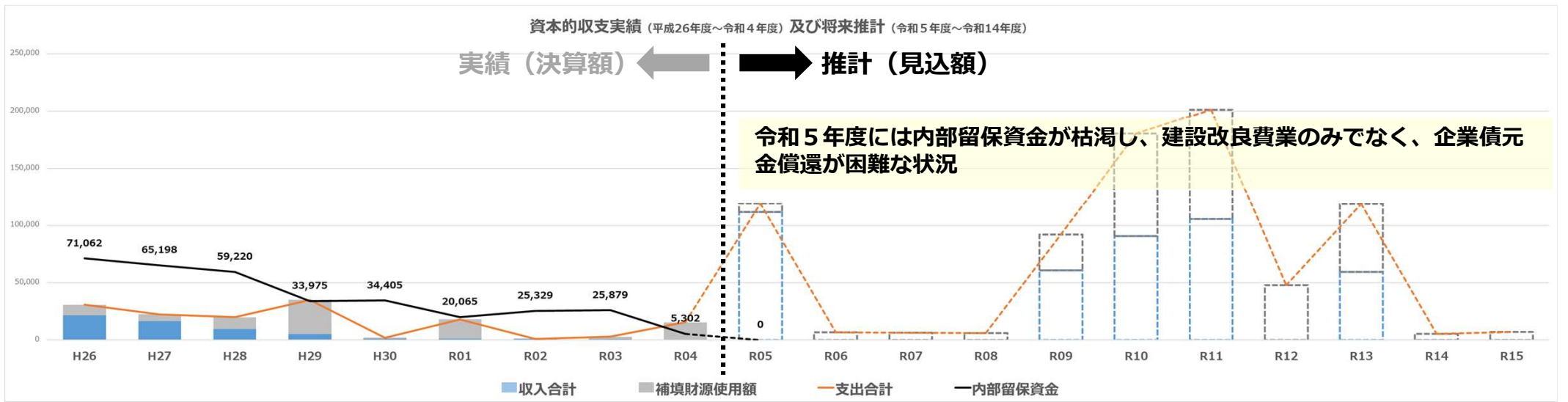
料金改定

基本料金（5 m³まで935円／8 m³まで1,265円）・超過料金275円（改定なし）

収益的収支



資本的収支

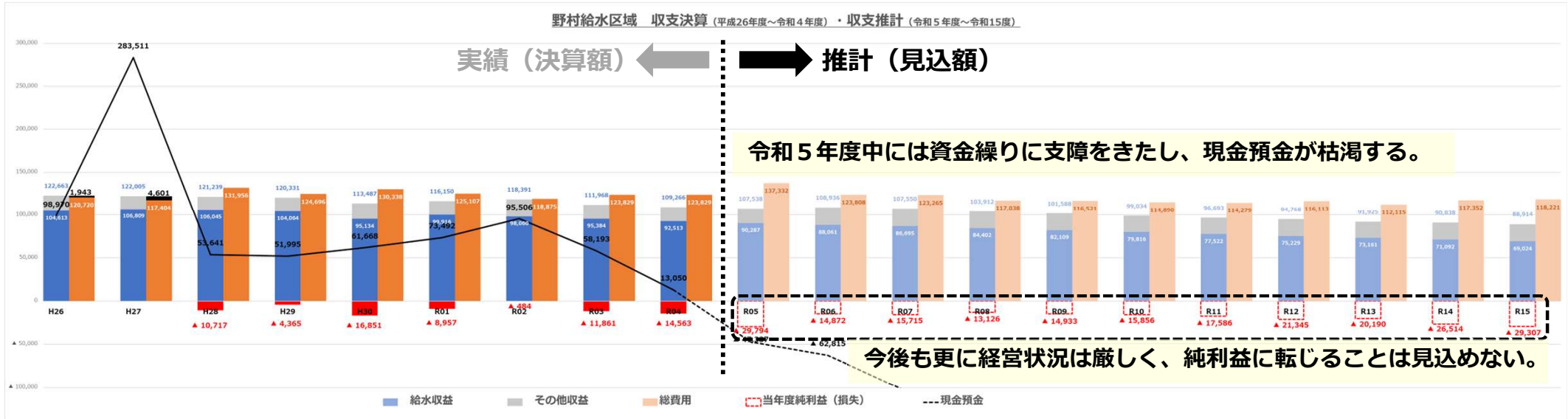


給水区域別（旧町別）財政推計について

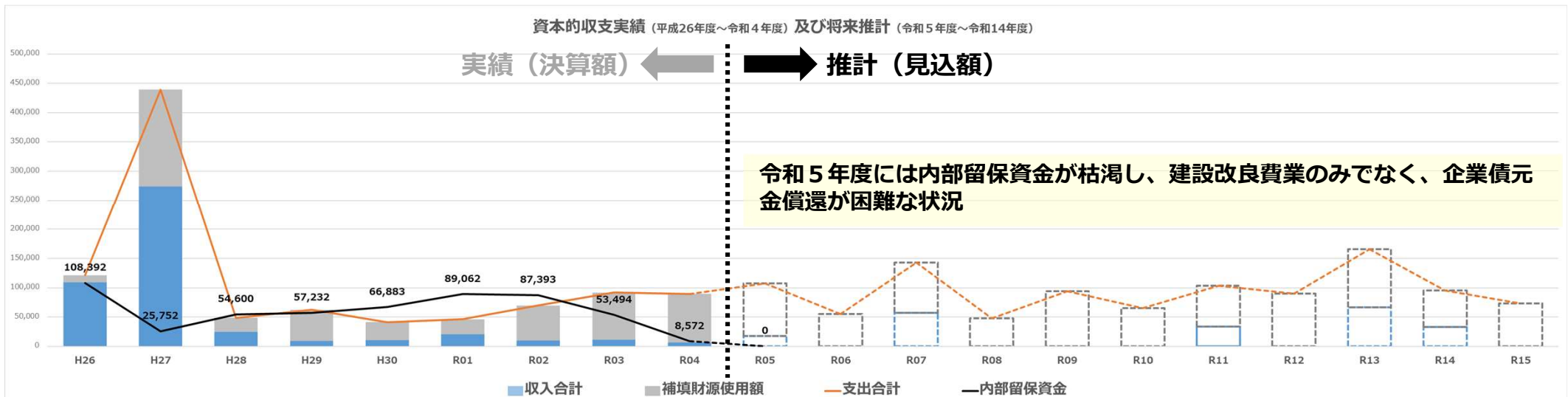
野村給水区域シミュレーション比較

現行料金 基本料金（5㎡まで660円／8㎡まで990円）・超過料金165円

収益的収支



資本的収支



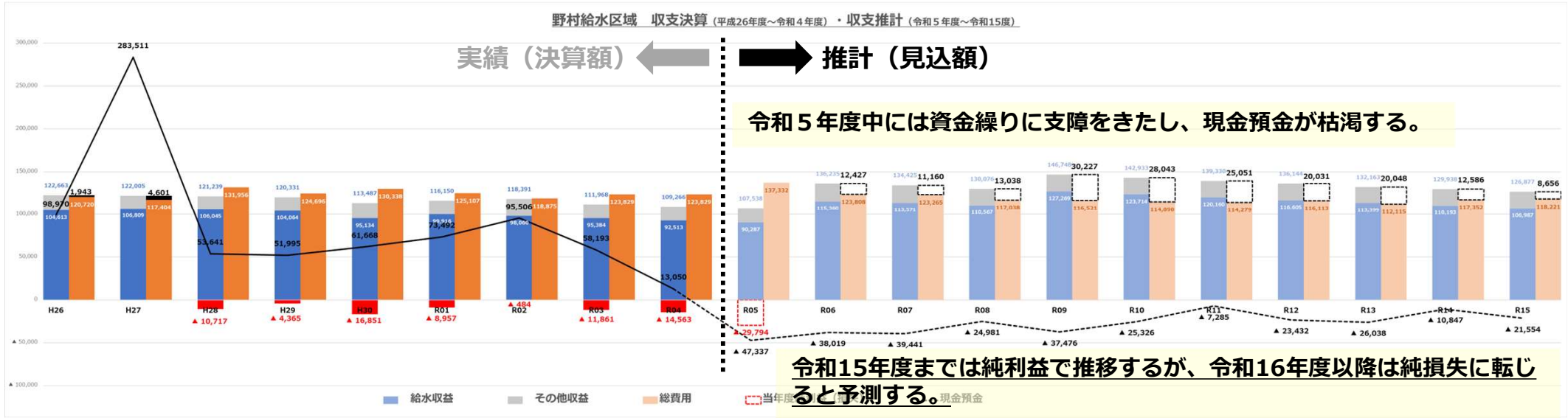
給水区域別（旧町別）財政推計について

野村給水区域シミュレーション比較

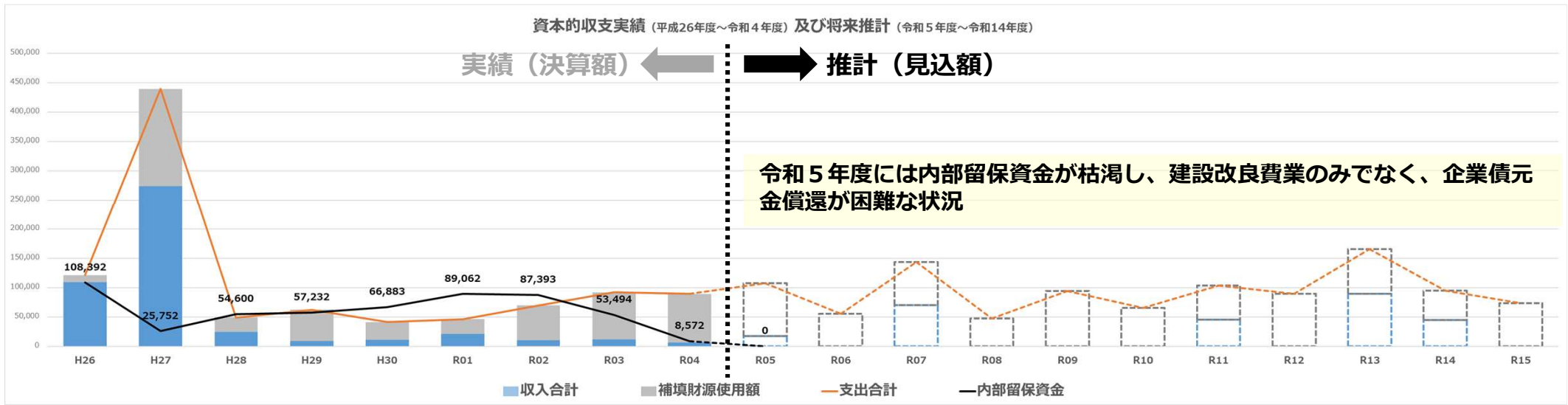
料金改定

基本料金（5 m³まで935円／8 m³まで1,265円）・超過料金220円

収益的収支



資本的収支



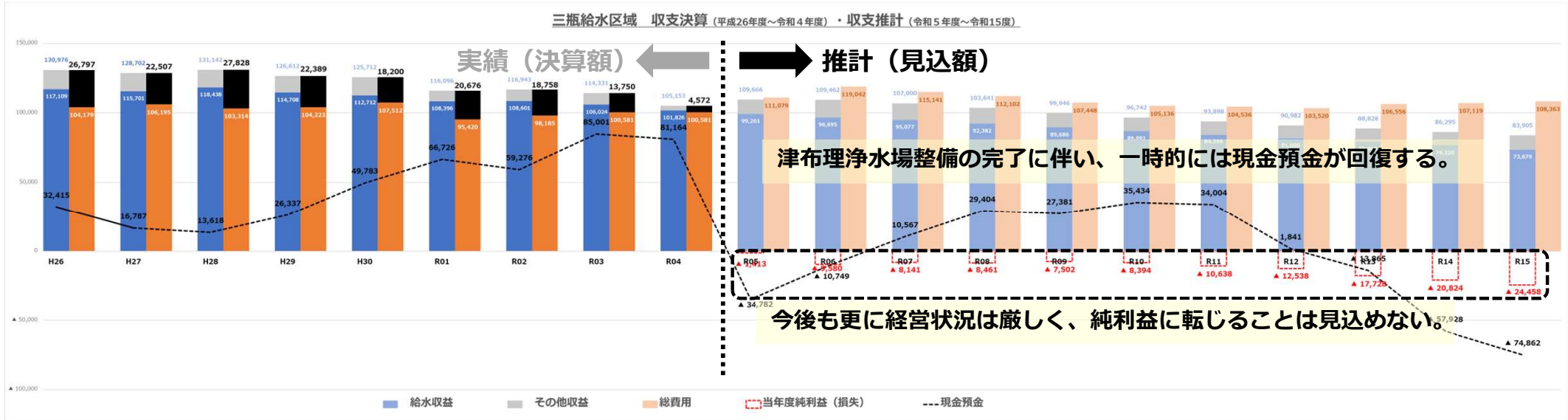
給水区域別（旧町別）財政推計について

三瓶給水区域シミュレーション比較

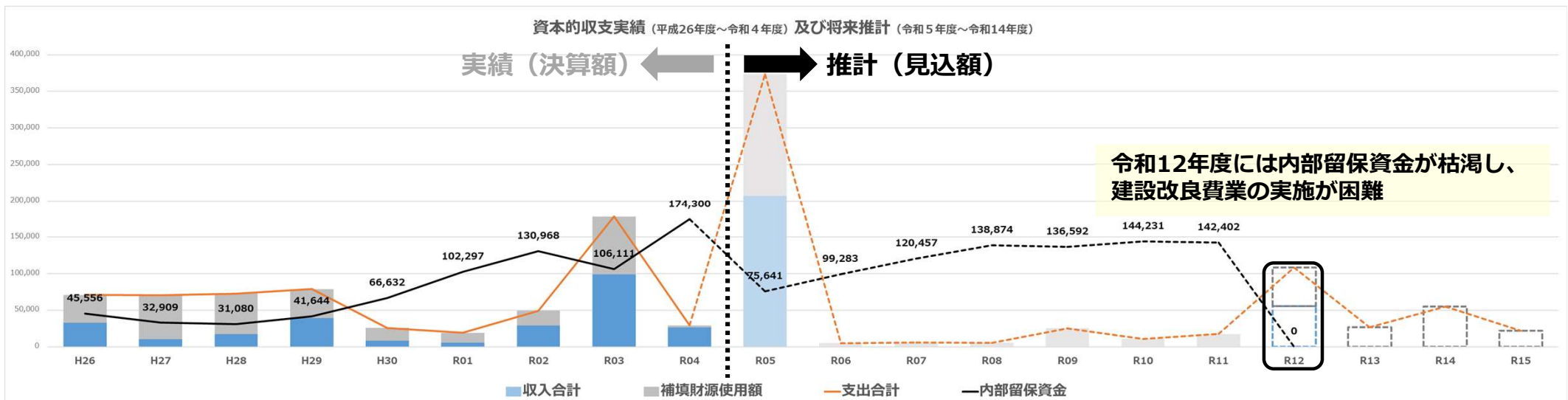
現行料金

基本料金（5㎡まで660円／8㎡まで990円）・超過料金170.5円

収益的収支



資本的収支



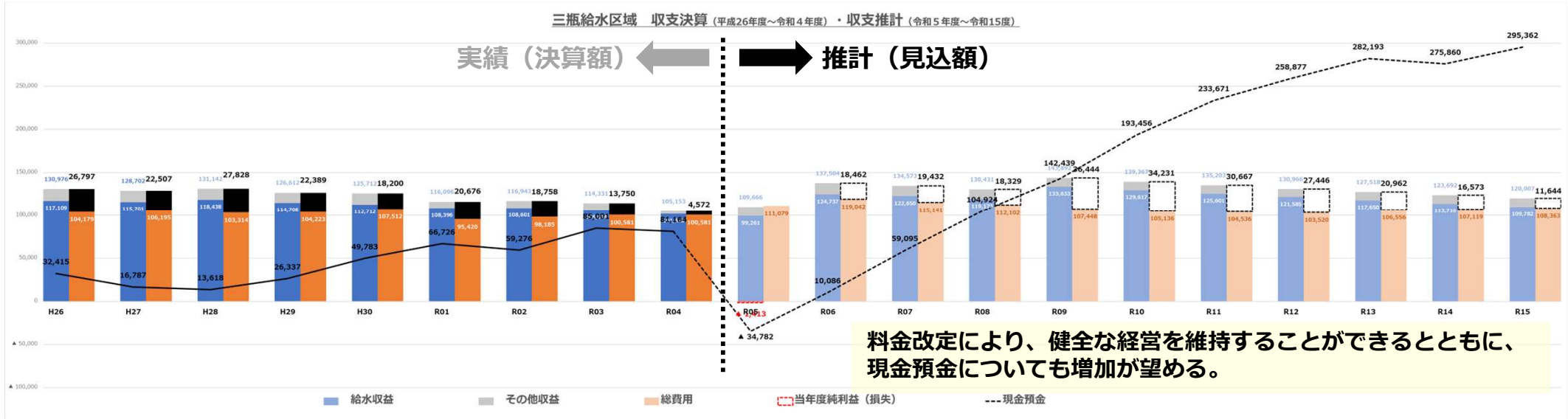
給水区域別（旧町別）財政推計について

三瓶給水区域シミュレーション比較

料金改定

基本料金（5 m³まで935円／8 m³まで1,265円）・超過料金220円

収益的収支



資本的収支

